

# 市職員の任免、給与、勤務条件などの状況

「昭島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の任免(採用・退職)、給与、勤務条件などの概要をお知らせします。  
 〈4～6ページ〉  
 ☆詳しくは、職員課へ。

## (7) 職員の手当

▼期末・勤勉手当、退職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当 (30年4月1日現在)

区 分		昭 島 市		東 京 都		国		
期 末・勤 勉 手 当	支給割合 (単位:月分)	6月期	1.225 (0.65)	0.95 (0.45)	1.225 (0.65)	0.95 (0.45)	1.225 (0.65)	0.90 (0.425)
		12月期	1.375 (0.80)	0.95 (0.45)	1.375 (0.80)	0.95 (0.45)	1.375 (0.80)	0.90 (0.425)
		計	4.50 (2.35)		4.50 (2.35)		4.40 (2.30)	
職 務 上 の 段 階、職 務 の 級 等 による加算措置	支給率(単位:月分)	普通	3～20%		3～20%		5～20%	
		定年など	3～20%		15～25%		10～25%	
		普通	3～20%		3～20%		3～20%	
退 職 手 当	勤続年数	20年	23.00	23.00	23.00	23.00	19.6695	24.586875
		25年	30.50	30.50	30.50	30.50	28.0395	33.27075
		35年	43.00	43.00	43.00	43.00	39.7575	47.709
		最高限度	43.00	43.00	43.00	43.00	47.709	47.709
		定年前早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算		2～45%加算	
扶 養 手 当	子	9000円 (16～22歳は4000円加算)	9000円 (16～22歳は4000円加算)		1万円 (16～22歳は5000円加算)			
		子以外の扶養親族	6000円		6500円			
住 居 手 当	35歳未満(31年3月31日現在)で、家賃を月額1万5000円以上支払っている世帯主等(管理職を除く)	1万5000円	1万5000円		賃貸住宅支給限度額 2万7000円			
		1万5000円	1万5000円		賃貸住宅支給限度額 2万7000円			
通 勤 手 当	交通機関利用者 交通用具(自転車など)使用者	原則6か月定期券額を支給 通勤距離に応じて1か月ごとに支給	原則6か月定期券額を支給 通勤距離に応じて原則6か月分を一括支給		原則6か月定期券額を支給 通勤距離に応じて1か月ごとに支給			
		原則6か月定期券額を支給 通勤距離に応じて1か月ごとに支給	原則6か月定期券額を支給 通勤距離に応じて原則6か月分を一括支給		原則6か月定期券額を支給 通勤距離に応じて1か月ごとに支給			

※期末・勤勉手当の( )内は、再任用職員(定年などで退職し、知識や経験の活用を目的に任用された職員)への支給割合です。

▼地域手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当(29年度普通会計決算)

地域手当	支給率	給料、扶養手当、管理職手当の合計の15%	特 殊 勤 務 手 当	手 当 の 種 類	感染症防疫作業従事手当、行旅病人及び行旅死亡人取扱従事手当、災害出勤手当
平均支給年額		55万7525円			
時間外勤務手当	支給総額	1億1766万0000円	平均支給年額	0円	
	平均支給年額	20万0443円			

## (8) 特別職の給料・報酬

(30年4月1日現在)

区 分	月 額
市 長	給料 100万円
副 市 長	給料 88万円
教 育 長	給料 81万円
議 長	報酬 61万円
副 議 長	報酬 55万円
常 任 委 員 長	報酬 54万円
議 会 運 営 委 員 長	報酬 54万円
議 員	報酬 53万円

## (9) 部門別職員数

(30年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		増 減 数	主 な 増 減 理 由		
		30年	29年				
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	8	8	0	外部団体への派遣終了などによる減	
		総 務	146	149	△3		
		税 務	47	47	0		
		民 生	107	106	1		担当係長の設置による増
		衛 生	52	51	1		保健師の配置による増
		農 水	3	3	0		
		商 工	4	4	0		
	土 木	58	60	△2	外部団体への派遣終了などによる減		
	計	425	428	△3			
	教 育 部 門	128	132	△4	欠員などによる減		
公 営 企 業 等 の 会 計 部 門	小 計 A	553	560	△7			
	水 道	22	21	1	水質検査業務の拡大による増		
	下 水 道	12	10	2	担当係長の設置などによる増		
	そ の 他	44	43	1	保健師の配置による増		
小 計 B	78	74	4				
合 計 A+B	631	634	△3				
( )内は条例定数の合計	(991)	(991)	(0)				

※特別職を除きます。  
 ※派遣職員を除くため、職層・職種別職員数とは数値が異なります。

## 職員の勤務時間、その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間・休憩時間 (30年4月1日現在)

一週間の正規の勤務時間	38時間45分
開 始 時 刻	午前8時30分
終 了 時 刻	午後5時15分
休 憩 時 間(無給)	正午から1時間

※職場により、上記勤務体制と異なる場合がありますが、勤務時間は原則週38時間45分で割り振りをしています。

(2) 年次有給休暇の取得(29年中)

職員1人当たりの平均取得日数	13.3日
取 得 率	34.8%

## 職員の採用・退職、職員数

いずれも、特別職(市長や議員など)を除きます。また、派遣職員を含みます。

(1) 任免(平成29年度)

▼職種別採用者数

区 分	男	女	計
一般事務	7	9	16
一般技術	3	0	3
保健師	0	2	2
合 計	10	11	21

▼職層・職種別退職者数

区 分	男	女	計
部長級	3	0	3
課長級	5	0	5
係長級	4	1	5
一般事務	4	8	12
一般技術	3	0	3
保育士	0	2	2
栄養士	0	1	1
保健師	0	1	1
一般業務	4	1	5
合 計	23	14	37

(2) 職層・職種別職員数

(平成30年4月1日現在)

区 分	男	女	計
部長級	11	3	14
課長級	44	8	52
係長級	97	39	136
一般事務	160	119	279
一般技術	39	3	42
保育士	0	28	28
栄養士	0	8	8
保健師	0	13	13
看護師	0	1	1
介護福祉士	0	4	4
一般業務	56	2	58
合 計	407	228	635

## 職員の人事評価

再任用職員を含む全職員を対象に、人事評価を実施しました(評価期間:29年4月1日～30年3月31日)。結果は、30年度の昇給と勤勉手当に反映しました。

## 人件費、職員の給与

職員の給与などは、市議会の議決によって定められる条例や、規則などで決められています。

(1) 人件費(29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (30年1月1日現在)	11万3244人
歳出額A	412億9136万0000円
実質収支(普通会計決算での歳入と歳出の実質的な差額=黒字額)	13億3554万6000円
人件費B	55億2539万3000円
人件費率B/A	13.4% (参考:28年度は13.6%)

※特別会計と企業会計に従事する職員を除きます。  
 ※人件費には、一般職の給与、市長や議員などの特別職の給料・報酬・手当のほか、共済費(社会保険料の事業主負担)などを含みます。  
 ※普通会計とは、各地方公共団体で異なる会計を、相互比較などが可能となるよう国の基準により整理したものです。

(2) 職員給与費(29年度普通会計決算)

職員数(29年4月1日現在)A	553人
給与費	
給料(基本給)	20億8014万1000円
職員手当	5億8322万8000円
期末・勤勉手当(ボーナス)	9億1493万1000円
合計B	35億7830万0000円
平均給与費B/A	647万1000円

※特別会計と企業会計に従事する職員、特別職を除きます。  
 ※職員手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当の合計です。

(3) 職員の初任給(給料のみの額/30年4月1日現在)

区 分	昭 島 市	東 京 都	国
一 般 行 政 職	大学卒	18万2700円	18万2700円
	高校卒	14万4600円	14万4600円
	合計	18万3700円	17万9200円
技能労働職	18万3700円	17万9200円	14万7100円

(4) 職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額

(30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
昭 島 市	一般行政職	43.3歳	32万0200円	41万1900円
	技能労働職	55.8歳	32万8000円	39万6600円
東 京 都	一般行政職	41.5歳	31万4490円	44万4592円
	技能労働職	49.7歳	29万2009円	39万1826円

※平均給与月額は、給料に職員手当を加えた平均月額です(期末・勤勉手当を含みません)。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(給料のみの額/30年4月1日現在)

区 分	学 歴	経 験 年 数		
		10年	15年	20年
一 般 行 政 職	大学卒	26万1019円	32万4500円	36万5760円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	34万5600円
技 能 労 務 職	大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

(6) 等級及び職制上の段階ごとの職員数

(30年4月1日現在)

区分	等級	基準となる職務	職員数(人)	構成比
一 般 行 政 職 等	1級	主事	181	31.6%
	2級	主任	192	33.5%
	3級	係長	135	23.6%
	4級	課長	51	8.9%
	5級	部長	14	2.4%
技 能 労 務 職	1級	主事	0	
	2級	主任	35	60.3%
	3級	技能長	23	39.7%

※派遣職員を除くため、職層・職種別職員数とは数値が異なります。

(3) 特別休暇など

(30年4月1日現在)

種 類	付与日数・期間など	種 類	付与日数・期間など
公民権の行使	必要な時間	結 婚 休 暇	6日以内
育 児 時 間	1日90分以内	出 産 介 護 休 暇	2日以内
生 理 休 暇	必要と認められる日	家 族 介 護 休 暇	1～6か月(無給)
産 前 及 び 産 後 の 休 養	出産の前後を通じて16週間以内(多胎妊娠の場合は23週間以内)	夏 期 休 暇	7月1日～9月30日に5日以内
妊娠中の女性職員の保健指導及び健康診査	妊娠23週まで=4週間に1回 妊娠24～35週=2週間に1回 妊娠36週～出産=1週間に1回	骨 髄 提 供 休 暇	必要と認められる期間
忌 引	区分により1～10日	子 の 看 護 休 暇	5日以内(子が2人以上の場合は10日以内)
		短 期 の 介 護 休 暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)
		介 護 時 間	1日を通じ2時間以内(無給)

職員の服務・休業・処分 (29年度)

(1) 職員の服務

種 類	許可件数
営利企業等の従事制限	5

※地方公務員法により営利企業などへの従事制限が課せられていますが、調査指導員などへの従事を許可しました。

(2) 職員の休業

種 類	男	女	計
育児休業 (取得期間中は無給)	5	23	28
部分休業 (取得時間分を減額)	2	22	24

(3) 職員の分限・懲戒処分

職員が、一定の事由により職務をじゅうぶんに果たせない場合などに分限処分を、法令違反などの一定の義務違反をした場合に懲戒処分を行います。

区 分		件 数
分 限 処 分	免 職	0
	休 職 (病 気)	55
	降 任	0
	降 給	0
懲 戒 処 分	免 職	0
	停 職	0
	減 給	0
	戒 告	0

職員の退職管理

▼29年度末に退職した職員(課長職以上)の再就職数 (30年4月1日現在)

区 分	人 数
営利企業以外の法人、その他の団体	0
営利企業	0

職員の研修 (29年度)

▼庁内研修

区 分	回数	人数
職 層 別 研 修	6	125
実 務 研 修	5	61
特 別 研 修	5	139
そ の 他	12	550
合 計	28	875

▼派遣研修(市町村職員研修所)

区 分	回数	人数
必 修 研 修	41	206
実 務 研 修	13	23
能力向上研修	4	8
法 務 研 修	10	60
情 報 処 理 研 修	12	15
そ の 他	21	40
合 計	101	352

▼派遣研修(市町村職員研修所以外)

区 分	回数	人数
自 治 大 学 校	0	0
市 町 村 ア カ デ ミ ー	4	4
東 京 都 各 局 主 催 研 修	6	8
全 国 建 設 研 修 セ ン タ ー 主 催 研 修	2	2
市 町 村 共 済 組 合	11	29
そ の 他	10	12
合 計	33	55

職員の福祉、利益の保護 (29年度)

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法に基づき、昭島市職員福利厚生会を設置し、文化的事業、体育的事業、会員家族事業など職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っています。

事業は、職員の会費及び市からの交付金(公費)などで運営されています。

▼職員福利厚生会への交付金

総 額	職員1人当たりの年額		公費率
	交付額 A	会費 B	
571万7250円	8470円	1万3560円	38.4%

※交付対象人数は675人です(再任用職員分、水道事業会計職員分を含む)。

(2) 健康診断実施状況

種 類	受診者数
定期健康診断	527
VDT健康診断	121
胃 検 診	36

(3) 公務災害などの認定件数

公務上・通勤途中の災害により負傷などした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

29年度の公務災害などは3件でした。

(4) 公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件に関する要求や、不利益処分を受けた場合の不服申し立てを公平委員会に対して行うことができます。

項 目	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分についての不服申し立て	0
人事管理に関する苦情処理	0